

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局総務部施設担当 (06-6208-7633)
処分課（担当）名	各区役所 区役所附設会館担当課
処分の名称	指定管理者（予定者）の選定（区役所附設会館）
概要	区役所附設会館（代会館）の管理については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（指定管理者）に行わせることとしており、その指定を受けようとする法人その他の団体は、市規則の定めるところにより、代会館の管理に関する事業計画その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を提出しなければならないとなっています。その選定にあたっては指定申請の内容を総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人その他団体を、指定管理予定者として選定します。
根拠法令等 及び条項	大阪市区役所附設会館条例 第19条 https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000016/16597/jourei_20210401.pdf 大阪市区役所附設会館条例施行規則 第12条 https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000016/16597/kisoku_20210401.pdf
審査基準	市長は、第17条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとします。 (1) 住民の平等な利用が確保されること (2) 条例第2条の目的に照らし代会館の効用を最大限に発揮するとともに、代会館の管理経費の縮減が図られるものであること (3) 代会館の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること (4) 前3号に掲げるもののほか、代会館の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと
標準処理期間	2か月
経由日数	—
提出先	各区役所 区役所附設会館担当課
提出時期	指定管理予定者募集時に配布する募集要項に記載の提出時期によります。
提出方法	指定管理予定者募集時に配布する募集要項に記載する提出書類を各区役所へ持参してください。
手数料	—
相談窓口	各区役所 区役所附設会館担当課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000016597.html
備考	